

令和3年度（2021年度）吹田市地域活動支援センターⅢ型業務委託事業受託法人審査基準

第1 目的

吹田市地域活動支援センターⅢ型業務委託事業者の公募により、吹田市内に2箇所設置する地域活動支援センターⅢ型（以下、「地活Ⅲ型」という。）の受託法人を適正に選定するため、審査項目、審査基準、配点を定めるものとする。

第2 受託法人の選定方法

- 1 公募型プロポーザル方式により選定を行う。
- 2 定められた期間内に不備なく申請書類等を提出した応募者に対して、吹田市地域活動支援センター業務委託事業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に判断し選定する。
- 3 同委員会において、出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が最も多い法人2者を最優秀提案事業者とし、受託候補者とします。最優秀提案事業者が辞退した場合等においては、他の提案事業者から繰り上げて受託候補者とします。
 募集要項に定める設置地域ごとに1法人ずつ応募があった場合、地活Ⅲ型は設置地域の内から2地域にそれぞれ1箇所の設置としており、1位の獲得数が最も多い法人2者が最優秀提案事業者であり、受託候補者となります。
 なお、同一地域に複数法人が設置する意向で応募があった場合には、まず、第3-6に定める手順により、同一地域内で順位を決定し、次に、その地域の最上位の法人と他の地域への応募法人とで、受託候補者の決定を行います。

第3 審査基準

- 1 選定委員会の出席委員ごとに、各審査項目（①～⑮）について評価及び採点を行う。
- 2 評価・採点は、審査項目（①～⑮）ごとに、下記の評価・採点基準に従い、評価結果（A～E）を付ける。

【評価・採点基準】

評価内容	10点満点	5点満点
A 特に優れている	10点	5点
B 優れている	8点	4点
C 普通	5点	3点
D やや劣っている	2点	2点
E 劣っている	0点	0点

- 3 以下のいずれかに該当する法人については選定対象としない。
 - (1) 全出席委員の採点平均が55点未満の場合
 - (2) 同じ審査項目（①～⑮）について、0点を付けた委員が複数名（2名以上）いる場合
- 4 プレゼンテーション実施までに、各選定委員は、書類審査で仮の採点を行い、終了後本採点を付け、受託法人を選定する。
- 5 評価・採点については、次ページの表に記載している審査項目・審査ポイント・配点を参照に判断する。

審査項目		審査ポイント	該当様式	配点	
1	法人の概要等	① 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の理由が適当か。 ・応募する地域を選んだ理由は明確か。 	第6号の1	10
		② 法人の運営理念、事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の運営理念、事業概要から、障がい者の尊厳の視点が感じられるか。 	第4号 第6号の1	5
		③ 法人の運営実績 (障がい福祉事業等の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を適切に履行できる実績があるか。また、類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。現に、障害福祉事業等(社会福祉事業、障害福祉事業等)を良好に運営している法人であるか。 	第4号 第6号の1	5
		④ 法人の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営については、無理のない収支見込みがあり、安定及び継続して経営が見込まれるか。 	法人の財務状況に関する書類 第6号の1 第7号	5
2	地活Ⅲ型の運営方針	⑤ 運営における公平性・中立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・運営経費については、公費を投入している意義を理解し、公平性、中立性を確保できる視点はあるか。 ・公益性の高い開かれた施設であることを認識した事業運営の視点があるか。 	第6号の2	10
		⑥ センターの設置場所 (第1-(6)-2~4)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置するブロックに選定根拠の妥当性 ・障がい者に対して配慮し、相談支援事業の実施に適切な場所(事務所)が確保されているか。 	第6号の2	5
		⑦ 職員の配置(職員の確保)、チームアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・センターを運営・管理するに当たり一定の知識や経験を有する職員等の人材確保により、事業を適正かつ確実に実施する体制は整っているか。 ・共通の認識を持ち、問題解決にあたる視点はあるか。 	第6号の2 第8号	5
		⑧ 職員の資質及び経験	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員または指導員予定者は、障害福祉事業等に熱意と理解のある者で、障がい者を取り巻く環境の配慮等を認識し、適切に支援が可能か。 	第6号の2	5
		⑨ 職員の資質向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成や支援について検討しており、職員に対する研修体制等を充実し、本事業を安定して遂行できるか。 	第6号の2	5
		⑩ 苦情受付の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みを持っている。 ・苦情に対し迅速な対応、処理を行うとともに、対応の振り返りや業務の是正についての視点があるか。 	第6号の2	5
		⑪ 個人情報保護に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適切な取扱いができるか。 ・情報セキュリティに関する組織的な取組みや個人情報の管理体制は整っているか。 	第6号の2	5
3	地活Ⅲ型の事業内容	⑫ 創作的活動・生産活動の機会の提供に関する手法(プログラム等)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいによって就労が困難な人に対し、就労に向けての支援に資する内容となっているか。 ・具体的で実現性の高い手法か。 	第6号の2	10
		⑬ 相談支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の相談に応じ、必要な情報(就労支援・生活支援・地域資源等)の提供や助言をするための手法はあるか。 	第6号の2	10
		⑭ 障がい者等の居場所の確保に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の充実を図り、地域社会との交流の機会の場としての機能を果たすことができるか。 	第6号の2	10
4	その他	⑮ プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営内容をわかりやすく適切に熱意を持って説明を行っているか。 ・質問に対する応答は迅速かつ適切か。 	—	5
合計				100	

6 同一ブロックに複数の法人から応募がある場合は、次の(1)～(5)の手順において選定するものとする。

- (1) 選定委員会の出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が最も多い法人から設置地域内の順位を決定する。3者以上の法人から応募があり、1者に出席委員の採点合計の1位の結果が集中した場合においては、2位以下の獲得数に応じて判断する。
同点の場合は同順位とする。
(例：A法人100点、B法人100点、C法人95点の場合は、A・B両法人とも1位、C法人は2位とする。)
- (2) 出席委員の1位の獲得数が同数の場合、**出席委員による1位の合計点数の最も高い法人から設置地域内の順位を決定する。**
- (3) 出席委員による1位の合計点数が同数の場合、当該法人だけを対象に、出席委員による2位以下の順位の合計点の**最も高い法人から設置地域内の順位を決定する。**
- (4) それでも同点となった場合は、**対象となる法人に1位を付けた委員以外の委員の順位により、2位の獲得数が最も多い法人を優先する。**また、2位の獲得数が同数の場合は、対象法人に1位及び2位を付けた選定委員以外の委員の順位により、3位の最も獲得数が多い法人を優先とする。以下同様に繰り返す。
- (5) (1)から(4)までの手順でも優劣がつかない場合は、対象の法人について、吹田市地域活動支援センター業務委託事業者選定等委員会規則第5条第3項の規定に基づき、選定委員会において、各選定委員の審査項目ごとの採点結果の集計表(委員名は匿名)を基に協議して2つの法人を選択した上で、多数決(挙手制)の方法により出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長(議長)の決するところによる。

【例1】1位の獲得数で判断 ※6(1)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	合計	1位獲得数
A法人	2位(85)	1位(92)	1位(90)	2位(75)	1位(96)	438	3
B法人	1位(95)	2位(81)	3位(78)	1位(92)	3位(79)	425	2
C法人	3位(80)	3位(76)	2位(89)	3位(68)	2位(82)	395	0

1位の獲得数は、A法人は3人、B法人は2人、C法人は0人のため、A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

【例2】1位の合計点数で判断 ※6(2)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位合計
A法人	2位(85)	1位(92)	1位(90)	2位(75)	1位(96)	278
B法人	1位(95)	2位(79)	1位(90)	1位(92)	3位(79)	277
C法人	3位(80)	3位(76)	2位(89)	3位(68)	2位(82)	—

A法人の1位の合計点は278点、B法人1位の合計点は277点であるため、A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

【例3】2位以下の順位の合計点で判断 ※6(3)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位合計	2位以下合計
A法人	2位(85)	1位(92)	1位(90)	2位(75)	1位(95)	277	160
B法人	1位(95)	2位(79)	1位(90)	1位(92)	3位(79)	277	158
C法人	3位(80)	3位(76)	2位(89)	3位(68)	2位(82)	—	—

A法人とB法人の1位の獲得数が同数、1位の合計点が同数のため、両法人について2位以下の順位の合計点で判断した結果、A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

【例4】1位を付けた委員以外の委員の順位 ※6(5)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	合計	2位獲得数
A法人	2位(85)	1位(92)	1位(90)	2位(75)	1位(95)	435	2
B法人	1位(95)	2位(79)	1位(90)	1位(92)	3位(81)	435	1
C法人	3位(80)	3位(76)	2位(89)	3位(68)	2位(82)	395	—

A法人とB法人の1位の獲得数、1位の合計点、2位以下の合計点が同じである場合、対象となる法人に1位を付けた委員以外の委員の順位により、2位の獲得数で判断した結果A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

7 最優秀提案事業者が辞退した場合等における繰り上げ順位について

(1) 設置地域ごとに1者ずつ応募の場合

選定委員会の出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が多い法人から順位を決定してるので、上位2者が辞退した場合は、3位以降の法人を順番に繰り上げる。

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	受託候補順位	辞退後の順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	最優秀提案事業者	最優秀提案事業者
B法人	1位	2位	3位	1位	3位	2	最優秀提案事業者	辞退
C法人	3位	3位	2位	3位	1位	1	3位	最優秀提案事業者
D法人	4位	4位	5位	4位	4位	0	4位	—
E法人	5位	5位	4位	5位	5位	0	5位	—

1位の獲得数が最も多いA法人とB法人が、最優秀提案事業者となる。
最優秀提案者のうち1者が辞退した場合には、3位のC法人が繰り上がり、最優秀提案事業者となる。

(2) 同一地域に複数の法人が応募し、最優秀提案事業者となった場合

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	同一地域順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	最上位
C法人	3位	3位	2位	3位	1位	1	2位

A法人とC法人が同一地域に応募しており、その地域での最上位はA法人であるため、A法人とその他の地域に応募している法人で受託候補の順位決定を行う。

【例1】

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	受託候補順位		辞退後の順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	1位	最優秀提案事業者	最優秀提案事業者
B法人	1位	2位	3位	1位	3位	2	1位	最優秀提案事業者	辞退
C法人	3位	3位	2位	3位	1位	1	3位	対象外	対象外
D法人	4位	4位	5位	4位	4位	0	4位	繰上げ対象	最優秀提案事業者
E法人	5位	5位	4位	5位	5位	0	5位	繰上げ対象	—

A法人とB法人が最優秀提案事業者となる。C法人は順位上は、3位であるが、A法人と同一地域に応募しているため、受託候補の対象外となる。そのため、B法人が辞退した場合は、順位上は4位ではあるがD法人が繰り上がり最優秀提案事業者となる。

【例2】

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	受託候補順位		辞退後の順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	1位	最優秀提案事業者	辞退
B法人	1位	2位	3位	1位	3位	2	1位	最優秀提案事業者	最優秀提案事業者
C法人	3位	3位	2位	3位	1位	1	3位	繰上げ対象	最優秀提案事業者
D法人	4位	4位	5位	4位	4位	0	4位	繰上げ対象	—
E法人	5位	5位	4位	5位	5位	0	5位	繰上げ対象	—

A法人とB法人が最優秀提案事業者となる。A法人はC法人と同一地域の応募で最上位かつ最優秀提案事業者となる。A法人が辞退した場合には、同一地域内で2位となったC法人が繰り上がり、他の地域の応募法人と再度、受託候補の順位決定を行う。そのため、A法人が辞退したことを受け、C法人が受託候補順位の3位であるので、最優秀提案事業者となる。

【例3】

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	同一地域順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	最上位
E法人	5位	5位	4位	5位	5位	0	2位

A法人とE法人が同一地域に応募しており、その地域での最上位はA法人であるため、A法人とその他の地域に応募している法人で受託候補の順位決定を行う。

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位獲得数	受託候補順位		辞退後の順位
A法人	2位	1位	1位	2位	2位	2	1位	最優秀提案事業者	辞退
B法人	1位	2位	3位	1位	3位	2	1位	最優秀提案事業者	最優秀提案事業者
C法人	3位	3位	2位	3位	1位	1	3位	繰上げ対象	最優秀提案事業者
D法人	4位	4位	5位	4位	4位	0	4位	繰上げ対象	—
E法人	5位	5位	4位	5位	5位	0	5位	繰上げ対象	—

A法人とB法人が最優秀提案事業者となる。A法人はE法人と同一地域の応募で最上位かつ最優秀提案事業者となる。A法人が辞退した場合には、同一地域内で2位となったE法人が繰り上がり、他の地域の応募法人と再度、受託候補の順位決定を行う。そのため、A法人が辞退したことを受け、E法人は同一地域の受託候補として繰り上がるが、受託候補順位の5位であるため、C法人が受託候補順位の3位であるため、最優秀提案事業者となる。